

2017年2月22日

株式会社スシローグローバルホールディングス

代表取締役社長 水留 浩一

問合せ先： 総務部 06-6368-1001

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」との経営理念のもと、法令や定款等の遵守状況を経営者自らが確認でき、その状況が持続される経営体制となっていることであります。また「経営理念」及び「経営目標」を実現するために、全役員、従業員等の意識や業務活動を方向付けできるような経営の仕組みを確立することが、より公正で透明性の高い経営につながり、当社に関わるすべてのステークホルダーの利益に適うものと考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 補充原則4-10-1

指名・報酬等の検討においては、任意の委員会である評価委員会・報酬委員会を設置し検討しておりますが、社外取締役を含む、非業務執行取締役が半数を占めており、独立性を保つことができると考えているため、独立社外取締役を主な構成員とはしておりません。しかしながら、今後、主な構成員を独立社外取締役とするなど検討してまいります。

##### 補充原則4-11-3

取締役会の実効性についての分析・評価については、中核子会社である株式会社あきんどスシローにおいて実施しております。今後、当社における実施及び概要の開示を検討してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

##### 原則1-4

当社は、原則株式の政策保有を行いません。政策保有が必要となる場合は、当社にとって中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限るものといたします。

##### 原則1-7

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、当社役員及び主要株主との間で直接取引を行う場合その他の同規程に定める事項に該当する取引について新たに取引を行う場合は、取締役会の承認を得ることとしております。関連当事者取引については、毎年取締役会で検証を行い継続の可否を判断いたします。

##### 原則3-1

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)、経営戦略及び経営計画

経営理念：「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」との経営理念のもと、美味しいすしをこれまで以上に広く多様なサービスでお届けすることで、より多くの皆さまに「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も

一杯。」と感じて頂けるよう挑戦を続けてまいります。

経営戦略及び経営計画：当社ホームページにおいて公表しております。

[\(http://www.sushiroglobalholdings.com/financial/\)](http://www.sushiroglobalholdings.com/financial/)

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「I.1.基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員を除く)の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、その決定を任意の機関である報酬委員会に一任しております。また、監査等委員の報酬等は、法令に基づき監査等委員の協議によることを原則としますが、監査等委員全員の同意がある場合は、監査等委員会において協議を行うこととしております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの事業の経営課題に的確に対応しうる適切な体制となるよう、個々人の経験・見識・専門性はもとより、取締役会の独立性及び客観性を担保し、かつ取締役会や監査等委員会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス(社外役員の員数を含む)を考慮することを方針としております。なお、取締役候補者の指名にあたっては、任意の機関である報酬委員会の審議を経たうえで、また監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会及び株主総会に取締役選任議案として付議いたします。

(v) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

定時株主総会招集通知に掲載しております。

補充原則4-1-1

当社は、法令及び定款・取締役会規程上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項等を除き、グループ経営における責任体制の明確化及び意思決定の迅速化を目指して当社の業務執行に関する決定を、当社代表取締役社長をはじめとする当社の経営陣等に委任しております。意思決定や決裁権限に関する事項は、取締役会規程・職務権限明細表等に定めております。

原則4-8

当社は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するための役割・責務を果たすとの観点から独立社外取締役3名を選任しております。

原則4-9

後記「2.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

補充原則4-11-1

取締役会は、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性並びに高い倫理観・優れた人格を有する者を取締役候補に指名し、株主総会で選任することで、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めています。また、取締役候補者の指名にあたっては、報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会及び株主総会に取締役選任議案として付議いたします。

補充原則4-11-2

定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に掲載しております。

補充原則4-14-2

当社は、上場会社の取締役として期待される役割・責務、関連法令及びコンプライアンスに関する知識習得を目的とした研修等の機会を提供してまいります。

原則5 - 1

当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を通じた中長期的な企業価値の向上につながるよう、合理的な範囲で経営陣幹部や取締役が対話に応じるよう努めます。具体的な IR の活動状況については、後記「III.2.IR に関する活動状況」をご参照ください。また、当社の株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

(i) 株主・投資家との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣又は取締役の指定

当社では、IR 及び株主・投資家の皆様を担当する役員を選定し、建設的な対話に向けた背策を実施してまいります。

(ii) 対話を補助する社内の IR 主管部門、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策  
株主・投資家の皆様との対話が適切に行われるため、財務経理部・社長室・総務部等と定期的な情報交換を行うとともに、連絡体制を構築に努めてまいります。

(iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会や IR 活動)の充実に関する取組み

株主・投資家の皆様との建設的な対話は、株主総会及び個別面談以外に、決算説明会等を通じて実施します。

また、ホームページ上の IR サイトを通じて資料の掲載を行います。

(iv) 対話において把握された株主・投資家の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

IR 担当部門は、株主・投資家の皆様の意見・関心・懸念等を取締役に適時・適切に報告します。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の皆様との対話に際しては、インサイダー取引防止規程を順守し、未公開の重要情報を特定の方に選別的に開示することはいたしません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Consumer Equity Investments Limited	27,034,059	98.45
豊崎 賢一	167,949	0.61
加藤 智治	142,623	0.52
古瀬 洋一郎	39,987	0.15
水留 浩一	30,411	0.11
宇田 武文	28,658	0.10
ジョン・ダーキン	13,329	0.05
福田 哲也	1,900	0.01

支配株主名	Consumer Equity Investments Limited
※上場に伴う売出により、Consumer Equity Investments Limited は支配株主から外れる予定であります。	
親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

<p>大株主の状況における株式割合は分母となる数に自己株式を含んでおります。</p> <p>当社の過半数の株式を所有する Consumer Equity Investments Limited は企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」16 項（4）の規定により、連結財務諸表規則に基づく親会社には該当しません。なお、当社が採用する IFRS においては、当該会社が直近上位の親会社となります。</p>
--

3. 企業属性

上場予定市場区分	未定
決算期	9 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000 人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000 億円以上 1 兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は、関連当事者取引管理規程を定め、同規程に定める事項に該当する取引について新たに取引を行う場合は、少数株主の利益を阻害することがないように、独立社外取締役も参画した取締役会にて、その必要性や合理性、取引条件の妥当性などについて、審議・承認を得ることとしております。</p>
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

<p>当社は、コーポレート・ガバナンス体制の充実における社外取締役の意義を重視し、独立性を有する社外取締役 4 名を選任しております。社外取締役の構成については、独立した立場から業務執行につき実効性の高い監督(特に、少数株主保護が適切に図られているか等の経営に対する監督)を行うとともに、取締役会の構成員として当社の事業運営にとって有益な助言を行うことができるよう、法律の専門家 1 名、企業財務の専門家 1 名、当社の事業運営への貢献が期待できる企業経営者から 2 名選任しております。</p>
--

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川島 育也	公認会計士/税理士								△			
ポール・クオ	他の会社の出身者											
藤井 良太郎	他の会社の出身者											○
市毛 由美子	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h. 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川島 育也	○	社外取締役の川島育也氏は、2009年6月当社会計監査人である新日本有限責任監査法人の業務執行者でありました。新日本有限監査責任監査法人と当社との取引額については、当監査法人収入に占める割合が小さく、当社費用に占める割合も小さいため、「上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」及び「上場会社の主要な取引先又はその業務執行者」には該当していません。また、「上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家」にも該当していません。	公認会計士としての豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かして、当社取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、選任いたしました。当社との利害関係はありません。
ポール・クオ	○	—	経営者としての豊富な知見と経験を有していることから、当社に対して適切な助言・監督を行って頂けると判断して当社取締役として選任いたしました。当社との利害関係はありません。
市毛 由美子	○	—	弁護士としての専門知識と他の企業での取締役及び監査役としての経験を活かし、当社に対して適切な助言・監督を行って頂けると判断して当社取締役として選任いたしました。当社との利害関係はありません。
藤井 良太郎		ペルミラアドバイザーズ株式会社で業務執行を行っております。	グローバルな視野を有し、また多岐にわたるビジネスに参画された経験を活かし、適切な経営の監督を行って頂けると判断し選任いたしました。当社との利害関係はありません。

# コーポレートガバナンス

## CORPORATE GOVERNANCE

### 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を内部監査室から担当者として選任しております。なお、補助使用人は、専任であることを要していませんが、監査等委員会の指揮命令権を他より優先するとともに、当該補助使用人の任命、人事異動(異動先を含む)、人事評価、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を必要としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。  
監査等委員、内部監査室並びに会計監査人とは、必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性

指名委員会に相当する任意の委員会						
委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4	1	2	2	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
4	1	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

報酬委員会において、指名委員会の役割も兼ねております。

指名・報酬等の検討においては、任意の委員会である評価委員会・報酬委員会を設置し検討しておりますが、社外取締役を含む、非業務執行取締役が半数を占めており、独立性を保つことができると考えているため、独立社外取締役を主な構成員とはしておりません。しかしながら、今後、主な構成員を独立社外取締役とするなど検討してまいります。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、下記の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、独立性を有しているとみなしております。

以下の基準に該当しないものを取締役として選任する。

1. 就任前10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の子会社の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下同じ)であった者
2. 当社の主要な株主(直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。)又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(直近の3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の収益が当社の当該事業年度における連結収益の2%以上を占める者をいう。)又はその業務執行者
4. 当社を主要な取引先(直近の3事業年度のいずれかにおける当社との取引における当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。)とする者又はその業務執行者
5. 現在、当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家又は過去3年間において、当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家
6. 当社から役員報酬以外に多額の金銭(当該金銭を得ている者が個人の場合には過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には(当該団体の)過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、又は当該団体の連結総売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家をいう)
7. 当社が多額の寄付(直近の3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額の寄付をいう。)を行っている団体の理事(業務執行に当たる者に限る)その他の業務執行者
8. 当社の主要借入先(当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう)若しくはその親会社又はそれらの業務執行者
9. 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者
10. 就任前3年間のいずれかの時期において、上記2から8のいずれかに該当していた者又は該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
11. 上記のいずれかに掲げる者(重要な者に限る)の近親者(二親等以内の親族をいう。)



12.仮に上記2項から11項までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入/ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社グループ取締役に新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員,その他
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社グループ取締役及び従業員に新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

以下、2016年9月期の実績であります。  
取締役8名 報酬等の総額：229百万円(うち報酬225百万円、役員社宅の補助4百万円)

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は以下のとおりです。  
取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、報酬委員会に一任しております。  
取締役(監査等委員である取締役)の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員の協議(委員すべての同意がある場合は、監査等委員会の協議)において決定しております。  
社宅の補助に関して、株主総会で決議しております。本件は非金銭的報酬として開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(監査等委員)に必要な情報を提供するため、内部監査室内に担当者を選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の意思決定機関としての取締役会(本書提出日現在、取締役9名、うち社外取締役4名)を原則として毎月開催し、経営上の重要事項の決定や業務執行報告を実施しております。また、社外取締役4名を含む監査等委員4名は、監査等委員会を構成し、取締役会への出席や日常業務の中で随時監査を遂行することにより取締役の職務執行を監視しております。

監査を担当する部署として内部監査室を設置し、内部監査室長が専任として、社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社グループ各部門の業務全般を監査しております。内部監査結果については、内部監査終了後、被監査部門長へ事実確認を行い、その場で内部監査結果について被監査部門長へ報告した後、内部監査報告書を作成し、社長に報告しております。改善点については、改善指示として、社長名にて被監査部門へ改善計画の提出を求め、業務改善を行っております。

会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立した公正な立場から、会計の監査を受けるとともに、随時相談、意見交換を行っております。なお、当社と新日本有限責任監査法人及び業務を執行した公認会計士との間には特別な利害関係はありません。

上記の他、当社のリスク管理体制に関しましては、様々なリスクを一元的に俯瞰することで、リスクの洗い出し、評価、予防を行い、またリスクが顕在化した場合は迅速かつ確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し当社の企業価値を保全することと、法令を遵守することを目的に「リスク管理規程」「内部統制システム運用規程」を制定し、その運営を内部統制委員会によって行っております。

内部統制委員会は、代表取締役社長を委員長とし、社外有識者としての弁護士及び委員長の選任した委員によって構成され、事務局は総務部としております。開催は、事務局が委員長に対して必要に応じて求める随時の開催の他に、四半期に1回定期開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスに徹した透明性の高い健全な経営を推進し、経済性・効率性を追求するとともに、公平かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たしていくため、業務執行と監督の分離、相互牽制の強化及び社外取締役等社外の有識者のチェック等が行えるよう、現行の企業統治体制を敷いております。また、当社は、事業に係るリスクの発生を未然に防止し、問題点の早期発見及び改善を行っていくため、監査役、会計監査人及び監査グループが緊密な連携を保ちつつ、それぞれの観点から定期的に監査を行う体制をとっております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、定款の定めに係わらず、早期に発送し、また当社ウェブサイトにおいても早期掲載を行う予定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であり、定時株主総会は毎年12月に開催していることから、集中日に該当しないものと考えております。

電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使の導入を予定しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	議決権電子行使プラットフォームに参加を予定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英語版を作成し、当社ウェブサイトに掲載し、また議決権電子行使プラットフォームにおいて提供を予定しております。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成・公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした説明会の開催を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向け説明会の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明会の開催を予定しております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページに IR 専用サイトを設置し、投資家に当社の情報の開示を予定しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	社長室、財務経理部及び総務部にて、それぞれの役割に応じて、株主・投資家向けの活動を行っております。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「スシローの信念」及び「スシローの約束」を定め、各ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業理念である「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を実現するために、5つの約束を掲げており、その中の1つである「地域に喜ばれる店をつくります」に基づきCSR活動を展開しております。具体的には、地域の小中学生を対象とした「職場体験」やお客様を招いた「米作り体験」、また、障がい者の皆様をお招きした店舗試食会イベントや障がい者野球への協賛等を通じて、地域の皆様に喜ばれる店舗となっていけるよう活動を続けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高めるため、各ステークホルダーに対し、当社の定めるディスクロージャーポリシー及び証券取引所の定める適時開示規則に従い、適時・適切に開示します。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>①当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という。)は、企業理念、法令並びに社内規程を遵守し、コンプライアンスの徹底を率先して実行する。</p> <p>②コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、代表取締役社長を委員長、社外有識者などを構成員とする内部統制委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じてグループ各社横断的に必要な改善措置・啓蒙策を講じる。また、内部統制委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。</p> <p>③各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、監査等の結果について、監査等委員会及び内部統制委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。</p> <p>④法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく内部統制委員会に報告する体制を整える。</p> <p>⑤法令・定款・社内規程違反行為等のホットラインとして通報・相談窓口を設置し、法令遵守並びに社内規程違反に関する情報の早期把握及び解決を図る。</p> <p>取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項</p>
--

取締役等の職務執行に係る情報及び文書等は、関係規程並びに法令に基づき、担当部門が適切に保存及び管理する。

当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、リスクマネジメント体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、内部統制委員会を設置する。
- ②グループ経営上重要なリスクは、内部統制委員会において、把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、適切な危機管理を行う体制を整える。
- ③緊急事態発生時の対策は、「クライシス管理規程」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
- ④情報セキュリティ活動を主導するため、「情報システム基本規程」を定め、情報資産の取扱基準を定める。

当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的にその進捗状況を確認する。
- ②取締役会の効率性及び適正性を確保するため、「取締役会規程」を定める。
- ③内部統制委員会は、取締役に対し適宜状況報告を行う体制を整える。
- ④各取締役は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任範囲と決裁手続を明確化して職務の効率性を確保する。

当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社グループの業務執行の状況については、定期的に取締役会において報告されるものとする。
- ②当社は、随時子会社から業務執行及び財務情報等の状況の報告を求めるものとする。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、当社グループ共通のコンプライアンスに関する規程を定め、これを周知徹底する。ただし、海外においては当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、段階的な導入を進める等、適切な整備に努める。
- ②当社グループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。
- ③内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を定期的実施する。

監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会が求めた場合、監査等委員の職務を補助すべき者として、専門性及び知識面において適任者を任命することとする。監査等委員補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員の同意を得ることとし、取締役等からの独立を確保するものとする。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役等、監査役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他監査等委員への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

- ①当社グループの監査等委員と取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締

役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が適切に対応できる体制を整える。

②当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。また当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けないことを社内規程等において禁止する。

③当社グループの取締役及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員に報告する体制を整える。

④各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生じる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。

②内部監査部門と監査等委員との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。

③監査等委員が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

④監査等委員が当社に対しその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

反社会的勢力を排除するための体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて、断固としてこれを拒否する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力対応規程及び対応マニュアルを整備しているほか、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署・企業防衛協議会・顧問弁護士への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えております。

その他、関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、担当部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

また、万一に備えて、所轄警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士を通じた緊急体制の構築を実施していることに加え、企業防衛協議会に加入しており連携体制の強化も行っております。

取引先のチェックに関しましては、新規取引先の場合、新規取引開始時に個人取引先であれば個人を、法人であればその企業・代表者について日経テレコンにて検索する方法を基本とし、懸念が残る場合には、担当部門及び内部統制委員会へ報告するとともに、外部機関(警察、企業防衛協議会事務局、弁護士会等)へ照会・相談を行う体制と

しております。また、金融機関や取引先等からも風評等を収集しております。既存取引先の場合、年に1回個人、法人であればその企業・代表者について日経テレコンにて検索する方法を基本とし、懸念が残る場合には、担当部門及び内部統制委員会へ報告するとともに、外部機関(警察、企業防衛協議会事務局、弁護士会等)へ照会・相談を行う体制としております。

### V. その他

#### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

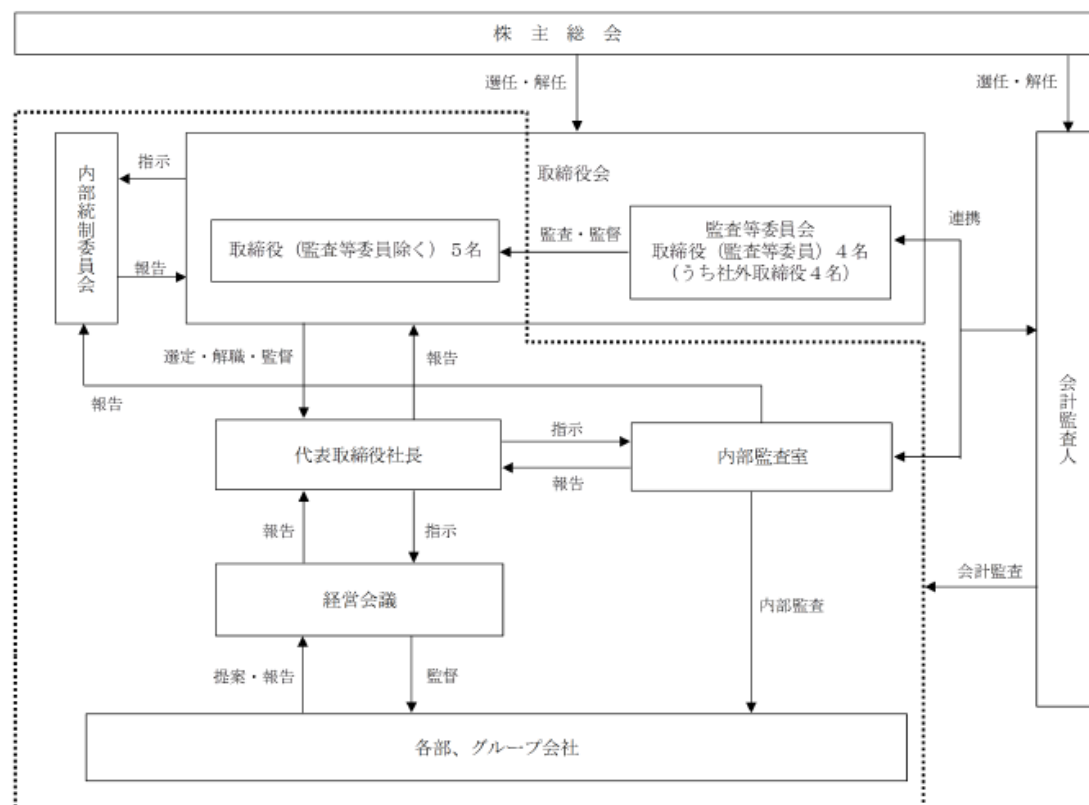
該当項目に関する補足説明

—

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

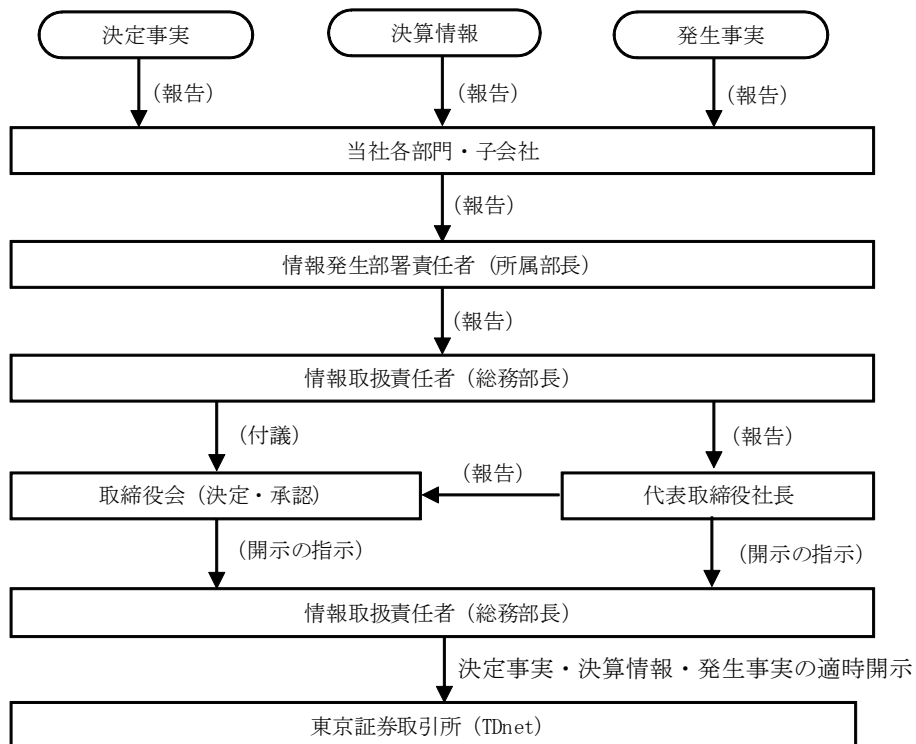
【模式図(参考資料)】



※経営会議は中核子会社である株式会社あきんどスシローにおいて開催しているものであります。



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上